

蒲郡市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道処理開始区域外から下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項第3号に規定する行為による汚水の流入及び法第4条第1項に規定する蒲郡市公共下水道事業計画区域（以下「計画区域」という。）外からの汚水の流入について、蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号。以下「下水道条例」という。）及び蒲郡市下水道条例施行規程（平成31年蒲郡市下水道管理規程第14号。以下「施行規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 公共下水道処理開始区域外から公共下水道への汚水の流入を許可する排水施設は、公共下水道の能力及び機能に支障を生ずるおそれのないもので、次に掲げるものとする。

- (1) 計画区域内で管路計画に整合するもの又は公共事業の推進を図るため暫定的に設置を必要とするもので、道路管理者の道路占用許可及び土地権利者の使用の承諾の得られたもの並びに法令に基づく手続のなされたもの。
- (2) 計画区域外で蒲郡市下水道基本計画（以下「下水道基本計画」という。）区域内で構造上支障がないもので、次に掲げるものとする。

ア 国又は地方公共団体が設置する施設で公共の用に供する施設又は公益性の高い施設であるとき

イ 公共下水道排水施設に接する敷地であり道路管理者の道路占用許可及び土地権利者の使用の承諾が得られたもの並びに法令に基づく手続のなされたもの

ウ 公共下水道排水施設に近接する敷地で公共下水道排水施設の接続箇所まで道路管理者の道路占用許可及び土地権利者の使用の承諾が得られたもの並びに法令に基づく手続のなされたもの

(3) その他市長が認めたもの

(公共下水道施設の利用申込)

第3条 前条第3号に該当する場合は、次条に定める許可申請の前に市長に利用を申し込み、承諾を得るものとする。

(許可の申請等)

第4条 許可の申請は、施行規程第19条第1項の規定によるものとする。

2 市長は前項の申請があったときは、適否を決定して施行規程第19条第3項の規定により当該申請者に許可を決定し、許可証を交付するものとする。

3 計画区域内で、第2条第1号に該当するもののうち、公共ます等に関する要綱（平成31年4月1日施行。以下「公共ます等要綱」という。）第3条に規定する取付管及び公共ますを設置する場合は、第1項の許可の申請を省略することができる。

4 申請者は、工事完了後、速やかに物件設置許可に関する工事完了届を提出するものとする。

5 市長は、工事完了届を受理したときは速やかに完了検査を行い、当該検査結果を申請者に通知するものとする。

(費用負担区分)

第5条 公共下水道に接続する排水施設工事費及び維持管理費の費用負担は、次に定めるところによる。ただし、維持管理費に関し第8条の規定が適用されたときは、これを除くものとする。

(1) 公共下水道処理開始区域外で計画区域内については、公共ます等要綱を適用する。

(2) 計画区域外である場合は、許可を受けた者の負担とする。

(維持管理)

第6条 前条に規定する費用を伴う維持管理のほか、取付管及び公共ますの一般的な維持管理は、次に定めるところによる。

(1) 取付管については、許可を受けた者が行うものとする。ただし、第8条の規定が適用されたときは、これを除くものとする。

(2) 公共ますについては、原則として許可を受けた者が行うものと

する。

(構造の基準)

第7条 公共下水道に接続する排水施設は、法令並びに下水道条例及び施行規程で定めるものとする。

(財産の移管)

第8条 第4条の規定により許可を受けた排水施設のうち管路計画に整合するもの又は市長が公共下水道施設として利用できることを認めた公道内の排水施設で、無償で譲渡されたものは、公共下水道の施設とする。

2 前項に基づき、公共下水道の施設として無償譲渡しようとする者は、市長に寄付の申請をするものとする。

3 市長は前項の申請があったときは、適否を決定して当該申請者に公共下水道施設受納について通知するものとする。

4 市長は無償で譲り受けた財産について、適正な見積価額を明らかにする書類を作成又は徴取するものとする。

(許可の条件)

第9条 市長は、第4条第2項の規定による物件設置の許可にあたって、次に掲げる条件を付することができるものとする。

(1) 前条の規定により工事完了とともに、蒲郡市に無償譲渡すること。

(2) 許可条件又は法令に違反した場合は、許可の取消又は必要な措置を命ずることができる。

(3) 市長の承認を得た場合を除き、許可の目的を変更しないこと。

(4) 許可期限が満了した場合は、前条の規定により公共下水道の施設として取り扱われたもの又は市長が支障ないと認めたときを除き、許可を受けた者の費用負担により排水施設を除去し現状に回復しなければならない。

(5) 排水設備を増設、改築等変更しようとする場合は、事前に市長の許可を受けなければならない。

(6) その他必要な事項

(費用の負担)

第10条 利用者は、排水施設の工事に要する費用及び下水道受益者負担金については、東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関

する条例または蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の規定を適用する。

(下水道使用料)

第 1 1 条 下水道使用料は下水道条例の規定を適用する。

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の蒲郡市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱（平成 2 年 7 月 1 日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 5 日から施行する。